

第4回袖ヶ浦市農業委員会総会議事録

1 開催日時 平成25年5月20日(月)午後3時10分

2 開催場所 袖ヶ浦市役所旧館3階大会議室

3 定数及び出席委員数 定員27名 現員27名

4 出席委員 25名

1番 山口 忠雄	2番 関 憲夫	3番 高浦 芳一
4番 篠原 覚	5番 柳井 進	6番 渡邊 久芝
7番 渡邊 邦男	8番 積田 雅美	9番 佐久間 政男
10番 多田 總一郎	11番 山下 和彦	12番 宮嶋 十郎
13番 中川 喜一郎	14番 板倉 保	15番 佐久間 正夫
16番 奥野 政義	17番 川島 三夫	19番 鶴岡 公一
20番 地引 正和	21番 御園 豊	22番 葛田 吉弥
23番 鈴木 弥須雄	24番 渡邊 喜一	26番 藤井 幸光
27番 榎本 雅司		

5 欠席委員 2名

18番 川名 康夫	25番 長谷川 重義
-----------	------------

6 出席事務局職員 3名

小藤田事務局長	森副参事	鈴木主幹
---------	------	------

◎開 会

平成25年5月20日午後3時10分 開会

○議長（中川喜一郎君） ただいまより第4回農業委員会総会を開催いたします。

本日の出席委員は、27名中25名の出席でございますので、会議の成立はしております。

欠席委員の報告を申し上げます。欠席委員は、18番、川名康夫委員、25番、長谷川重義委員でございます。

◎議事録署名委員の指名

○議長（中川喜一郎君） 次に、本日の議事録署名人の指名をいたします。

日程第1、議事録署名人の指名を行います。7番、渡邊邦男委員、8番、積田雅美委員を指名いたします。よろしくお願ひします。

◎議案第1号 農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規程の変更承認の件

○議長（中川喜一郎君） それでは、日程第2、これより議案の審査を行います。

議案第1号 農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規程の変更承認についてを議題といたします。

議案第1号については、事業を所管しております経済振興課より説明をいたします。

経済振興課、平野さん、よろしくお願ひします。

○経済振興課（平野弘和君） 経済振興課の平野といたします。よろしくお願ひいたします。

それでは、座って説明のほうをさせていただきます。議案第1号 農地売買等事業を含む農地利用集積円滑化事業規程の変更承認の件についてご説明のほうをさせていただきます。お手元にお配りしました平成25年第4回袖ヶ浦市農業委員会総会議案のまず2ページ目をお開き願ひしたいと思います。変更にあたりましては、農業経営基盤強化促進法第11条の10第2項で準用する第11条の9第4項の規定によりまして、農業委員会長との協議が必要となりますので、本日皆様方にご審議をお願ひするものでございますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、変更内容についてご説明のほうをさせていただきます。まず、変更理由であります、1つめくっていただきまして、資料3ページ目をお開き願ひしたいと思います。こちらに変更理由書ということで書いてあります。今回の変更理由であります、字句の修正及び附則の整理をしたいという理由によりまして変更を行うものでございます。

次に、その内容についてでございますが、もう一つめくっていただきまして、4ページ目の農地利用集積円滑化事業規程変更条文新旧対照表をごらんいただきたいと思ひます。今回の変更であります、先ほどお話ししましたとおり、字句の修正及び附則の追加を図るものでございます。

具体的に申し上げますと、まず1つ目といたしまして、第3条の2項の「前号」という表記を「前

項第3号及び第4号」に変更するものでございます。

2つ目といたしまして、第4条の「県農林振興センター」という表記を「県農業事務所」に変更するものです。また、「地域担い手育成総合支援協議会」という表記を「地域農業再生協議会」に変更するものでございます。

最後に、附則の追加でございます。附則（平成25年3月29日）の1の「この規程変更は、君津市、袖ヶ浦市、富津市のそれぞれの市長の承認があった日のうち、最後の承認の日から施行する」という追加をするものでございます。

以上が変更内容の説明でございます。よろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） どうもありがとうございました。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 24番の渡邊です。この4ページの下の方に市の名前が書いてあるのだけれども、ちらっと見て、木更津市がないのは何か理由があるのですか。

○経済振興課（平野弘和君） 今回の変更の円滑化事業のほうなのですが、こちらは君津市農協のほうに委託しておりまして、その君津市農協が木更津市を除いての3市でありますので、そのためにこの3市の表現にしてあります。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第1号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第1号については原案のとおり可決いたしました。

◎議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第2号 農地法第3条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第2号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第5ページをごらんください。本件申請内容につきましては、申請理由は、当該農地について、自宅からも近く、管理、耕作に便利であることから、取得したいとのこと。場所は横田字下武田です。現況地目は、田となっております。現地を確認したところ、耕作されておりました。

引き続き、会議資料1ページの所有農地及び耕作地に関する申告書をごらんください。農地法3条の許可基準につきましては、全部効率利用要件につきましては、遊休農地はありません。農機具等については、トラクター、農用車を所有しており、田植え、刈り取り等は委託しているとのことです。農作業常時従事日数につきましては、世帯で180日従事しているとのことです。下限耕作面積要件につきましては、50アール要件を満たしております。地域との調和要件につきましては、地域の農地利用調整に協力し、農薬の使用方法等は地域の基準に従うとのことです。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、次に地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

19番、鶴岡公一君。

○19番（鶴岡公一君） 19番、鶴岡です。今月の17日に〇〇さんと連絡をとりまして、17日の1時ですか、申請地の場所で落ち合いました、お話を聞いております。この土地を取得したといういきさつについては、事務局から説明のあったとおり、自宅に近く耕作、管理上便利であることから、取得したいということでありました。現地は、既に田植えが終わっております。人に依頼してのことで、その作付者は地元の大口の農家でございまして、まだ取得をしていないのにどうして田植えをしたかといいますと、この農業委員会を通してこれがもし賛成を得られれば、すぐ正式な売買契約をするということでした。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了しましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第2号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第2号については許可と決定します。

◎議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請について

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第3号 農地法第5条の規定による許可申請を議題といたします。

議案第3号の1について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 事務局、森です。議案第3号の1についてご説明申し上げます。

議案6ページをごらんください。本件は、館山市に在住の個人が千葉市在住の所有者から農地を売

によって取得し、専用住宅用地に転用したいとする案件です。

総会資料6ページの位置図をごらんください。申請地は、先ほどの議案3号の1の土地に隣接しており、市街化区域に近接し、袖ヶ浦駅から約300メートルであることから、第3種農地であり、土地の所在、権利関係は議案記載のとおりでございます。

建物の配置については、総会資料7ページのとおりであり、汚水は合併浄化槽で処理し、その後雨水と合流の上、既存の水路へ排水されます。

本件についての現況についても、総会資料5ページの写真のとおりであり、本件は写真の奥側に位置するものであります。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

26番、藤井幸光君。

○26番（藤井幸光君） 26番、藤井です。議案3号の2の1、これも5条の申請です。総会資料は6、7ページです。譲り渡し人は〇〇〇〇さんで、先ほどと全く同じ人物です。譲り受け人は、千葉市中央区〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇の〇〇〇さんです。〇〇さんは、現在住んでいるアパートが手狭になったということで、この付近に2階建ての住宅を建設したいということです。〇〇さんのお宅の奥側の土地になります。条件は、全く〇〇さんと同じ条件です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第3号の2について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の2については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の3について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 事務局、森です。議案第3号の3についてご説明申し上げます。

議案6ページをごらんください。本件は、市原市に本社を置く法人が申請地の隣接地において宅地造成工事を行うに当たり、資材等を搬入するための進入路として鉄板を敷いて利用することとし、一時転用したいとする案件です。

総会資料8ページの位置図をごらんください。申請地は、市街化調整区域内であり、袖ヶ浦菜の花苑の南西約200メートルに位置し、第2種農地であります。今回の申請内容では、土地の切り盛りはなく、計画平面図は総会資料9ページのとおりであり、目的達成の後は鉄板を撤去し、畑に戻す計画となっております。

現況の写真は総会資料10ページのとおりであり、従来畑の間の通路であったところを利用しようとするものであり、下段の写真に今回の進入路を表示しております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

12番、宮嶋十郎委員。

○12番（宮嶋十郎君） 今回調査依頼がありました神納字寒沢、この土地について5月15日、行政書士の〇〇氏の現地説明を受けました。現場は、特別養護老人ホーム菜の花苑前を入ったところでございます。1枚の畑、4反ほどの広い畑ですが、そこの中央に幅3メートル、長さ68.6メートルの仮設道路を鉄板を敷いてつくるといことであります。この借りる期間は3カ月で、3カ月終了後は鉄板を除き、畑に戻すということであります。特に畑については問題ないのですが、大型車両や土砂を搬入搬出するダンプ等が特別養護老人ホームカトレアンとか菜の花苑の前及び蔵波中学校とか住宅地を恐らく通るものと思われまますので、そのところの注意が必要かと思ひます。畑の仮設道路については、何ら問題はありませぬ。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませぬか。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 10ページの写真を見ると、舗道整備事業をやって流水防止堤みたいなやつが見えるのだけれども、これはアスファルトで流水防止堤か何かがつくられているのですかね。

○12番（宮嶋十郎君） つくられています。

○24番（渡邊喜一君） つくられていれば、ここのところを車で出入りしたら、これを壊すおそれがあるのではないかと思うのだけれども、これはどうですかね。

○事務局（森 博君） 事務局、森です。この写真にありますとおり、畑と市道との間に水の流入を防ぐものがございませぬ。今回のこの計画に当たっては、これを一部切り下げて、今これは15センチ程度の高さがあるのですけれども、これをなくすということではなく、低くするなりの協議を市道の管理部門とされておひまして、そちらとの協議によりまして、今ご心配の向きについては、この高さから低くはなりますので、今と同じ防水の機能は得られませぬけれども、それをなくすということではございませぬというふうにおひしております。

○24番（渡邊喜一君） そうしたら、一時的に取って、もとに戻すというふうには本来はすべきだと思うのだけれども、その辺のところはどうなのですかね。

○事務局（森 博君） もちろん工事中には一旦低くして、それが終わればもとの状態に戻すということはお約束いただいております。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質問のある方、ありませんか。
〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） ないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第3号の3について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の3については許可相当と決定します。

次に、議案第3号の4について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 事務局、森です。議案第3号の4についてご説明申し上げます。

議案7ページをごらんください。本件は、三箇に在住の個人が親族が所有する農地を使用貸借により借り受け、農家住宅用地に転用したいとする案件です。

総会資料11ページの位置図をごらんください。申請地は、市街化調整区域内、光福堰の西側約200メートルに位置し、農家住宅等が点在する集落内にあり、第2種農地と判断され、土地の所在、権利関係等は議案記載のとおりでございます。

建物の配置については、総会資料12ページのとおりであり、雨水については、道路占用許可の申請がなされており、地先排水路へ、汚水は農業集落排水に接続する計画となっております。

当該地の現況は、総会資料13ページのとおりであり、写真にあるハウスを撤去し、農家住宅を建築する計画となっております。

説明は以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、地元委員の意見及び現地調査の報告を求めます。

9番、佐久間政男委員。

○9番（佐久間政男君） 9番の佐久間です。5月14日午後1時より代理人の〇〇さんと譲渡人の〇〇さんの立ち会いのもと、現地を確認しました。この場所は、事務局からの説明もありましたが、平川保育所から南西に200メートルぐらいの場所にあり、現地にはハウスが建っております。許可後は撤去し、農家住宅を建設するとのこと。本件は、譲り受け人が父親である譲渡人から使用貸借によって借り受けるものです。農業については、水稻のほか、譲渡人は主に〇〇〇栽培、譲り受け人は主に〇〇〇栽培をされており、引き続き両親とともに経営していくとのことでした。ご審議のほどよろ

しく願います。

○議長（中川喜一郎君） 説明が終了いたしましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○27番（榎本雅司君） 確認ですけれども、この譲り受け人は〇〇〇農家をやるということの農家住宅ということですね。

○9番（佐久間政男君） そうです。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、ここで質疑を打ち切り、直ちに採決します。

議案第3号の4について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第3号の4については許可相当と決定します。

◎議案第4号 平成25年度第2次農用地利用集積計画承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第4号 平成25年度第2次農用地利用集積計画承認の件を議題とします。

議案第4号について事務局の説明を求めます。

鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 事務局、鈴木です。

それでは、議案第4号についてご説明申し上げます。議案第4号、農用地利用計画書（案）6ページをお開きいただきたいと思います。今回の申請は、利用権の設定が5件で1万959平方メートルとなっております。個々の内容につきましては記載のとおりでございますので、説明は省略させていただきます。

今回利用権の設定を受ける方の経営状況等が記載されております。現経営耕地面積は記載のとおりでございますので、概略を説明させていただきます。〇〇〇〇さんですが、申請面積は11.95アール、〇〇〇さんですが、申請面積は38.96アール、〇〇〇〇さんですが、申請面積は30.23アール、〇〇〇〇さんですが、申請面積は9.02アール、〇〇〇〇さんですが、申請面積は19.43アールとなっております。整理番号25の5の5につきましては、農用地利用円滑化団体である君津農業協同組合のあっせんによる申請です。

以上でございます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

はい、どうぞ。

○24番（渡邊喜一君） 1ページを見てほしいのですけれども、1反ちょっとで支払いが5万円になっているけれども、通常だったら1万円ぐらいだと思っただけけれども、これは間違いはないですか。

○事務局（鈴木良宏君） 申請人の方は、蔵波のほうで花卉栽培をやっております。花をやっていて、そこに栽培用のハウスが建っておりますので、賃料といたしましては、この賃料でお借りしていただくという形でやっております。これは、今回は更新で、3年置きに更新をかけているところで、また今回もこの金額で改めて利用権の設定をしたいということで申請を上げていただいています。

以上です。

○24番（渡邊喜一君） それから、2ページの下の方の段のところで、借り受け人が東京都世田谷区と名前が挙がっているけれども、こんな遠いところからできるのですかね。

○事務局（鈴木良宏君） こちらのほう、計画ナンバー25—5—4の借り受け人でございますけれども、平成21年に県の認定就農者という形の資格を取っていただきまして、袖ヶ浦市に新規就農農家として就農しております。現在袖ヶ浦市内の野里上泉で約1万686平方メートルの畑作、こちらのほうで営農している方でございます。こちらの方、渡辺委員ご存じかと思うのですけれども、研修会に行ったときに農業者の方に意見発表してもらった方、覚えていらっしゃるでしょうか。1万686平方メートル畑作で営農されております。現在ご親族の就学等の関係から、住所につきましては東京のほう、都内のほうに置いてございますけれども、ご本人様は久留里に在住してございまして、市内まで通作をされて営農されている方でございます。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 21番、御園豊委員。

○21番（御園 豊君） 21番、御園でございます。ちょっとお伺いしたいのですが、この方は住所は本籍地だと思うのですが、東京になっているのですね。現住所は久留里に住んでいるということで、農地そのものは袖ヶ浦、上泉だと思うのですが、ここでやっておられるということになりますと、農業に関してはいろんな助成制度があるわけですが、その助成制度においては袖ヶ浦行政管内でいろいろ諸手続をされると思うのです。と同時に、補助金関係も袖ヶ浦市の補助対象になるのかなと推測するわけですが、住んでいるのが久留里で、住所が東京で、そして農地は袖ヶ浦の農地と。なおかつ、そういうものにまつわるいろんな補助制度は袖ヶ浦の税金を投入される可能性があるのか、あるいはしているのか、そこら辺はどうなのかお伺いしたいのですが。

○事務局（鈴木良宏君） 基本的に補助金のほうを実際に支給しておりますのは経済振興課のほうになりますので、農業委員会のほうとしては正確なあれは把握しておりませんが、たしか要件の中で、市内に在住されている方だったと記憶しておりますが、もし必要であれば確認をいたしまして、報告させていただきます。

○21番（御園 豊君） では、次回で結構ですから、その辺お伺いさせていただきたいと思います。
以上です。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質問のある方。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。
議案第4号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第4号については原案のとおり可決されました。

◎議案第5号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第5号 平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価の承認の件を議題といたします。

議案第5号について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 事務局、森です。議案第5号についてご説明申し上げます。

平成24年度の目標及びその達成に向けた活動の点検評価の策定について、平成21年1月23日付農林水産省通知について農業委員会の承認を求めるものでございます。

提案理由といたしましては、平成21年1月23日付にて農林水産省から通知されました農業委員会の適正な事務実施について、こちらにおいて農業委員会の事務が的確に実施されることを確保するための条件整備の一環として策定が義務づけられたものでございます。

内容について若干ご説明申し上げます。本件は、3月の第2回総会におきまして点検評価の案という形でご説明をして承認をいただき、広報そでがうら及びホームページに掲載をいたしまして、4月1日から4月30日までの間、農業者の方から意見を求めました。その結果、意見等ございませんでしたので、冒頭申し上げましたが、3月の総会時では案であったものを案を取った形で農業委員会の点検評価ということで再度承認を求めるものでございます。

以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けいたします。

質疑はございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。
議案第5号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第5号については原案のとおり可決されました。

◎議案第6号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認の件

○議長（中川喜一郎君） 次に、議案第6号 平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の承認の件を議題といたします。

議案第6号について事務局の説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 事務局、森です。

それでは、議案第6号についてご説明申し上げます。平成25年度の目標及びその達成に向けた活動計画の策定について農業委員会の承認を求めますのでございます。

提案理由といたしましては、議案第5号と同じく、農林水産省からの通知を受けまして、策定が義務づけられているものでございます。

内容についてご説明申し上げます。議案第6号につきましても、議案第5号と同じく、3月の総会におきまして案について承認をいただき、農業者の方から意見を求めましたところ、こちらも意見等ございませんでした。したがって、案を取った形で農業委員会の目標及びその達成に向けた活動計画ということで再度承認を求めますのでございます。

以上です。よろしくご審議のほどお願い申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局の説明が終わりましたので、これより質疑をお受けします。

質疑はございませんか。

23番、鈴木弥須雄委員。

○23番（鈴木弥須雄君） 23番、鈴木です。もう確定したのですけれども、24年度の遊休農地面積が目標が5ヘクタールになって、実績が1ヘクタールになっていますよね。それで、今度平成25年度の遊休農地面積が397ヘクタールになっていて、24年度と25年度が同じなのですけれども、実績の面積が違うのではないかと思うのですけれども、この辺どうでしょうか。

○事務局長（小藤田光男君） 残念ながら、解決したものがある一方、新たに判明したものがございまして、数字的に同じという数字が出たのですけれども、そういうことであります。

○議長（中川喜一郎君） ほかに質疑ございませんか。

〔「なし」と言う人あり〕

○議長（中川喜一郎君） 質疑はないようですので、質疑を打ち切り、直ちに採決いたします。

議案第6号について賛成の方は挙手をお願いします。

〔賛成者挙手〕

○議長（中川喜一郎君） 賛成全員でございます。

よって、議案第6号については原案のとおり可決されました。

◎報告事項

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第3、報告事項に入ります。

事務局に説明を求めます。

森君。

○事務局（森 博君） 報告第1号についてご説明いたします。

議案10ページをごらんください。農地法第4条第1項第7号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決にて処理しましたので、ご報告いたします。なお、専決処理期間は平成25年4月1日から4月30日までです。

引き続き、報告第2号についてご説明いたします。議案11ページをごらんください。農地法第5条第1項第6号の規定による転用届出書の提出がありましたので、袖ヶ浦市農業委員会処務規程第11条第7項の規定に基づき、局長専決をいたしましたので、報告するものでございます。こちらも専決処理期間は25年4月1日から4月30日までです。

もう一点、報告第3号についてご説明申し上げます。議案12ページをごらんください。農地法第18条第6項の規定による解約の通知がありましたので、ご報告いたします。なお、こちらも期間は25年4月1日から4月30日までです。

報告は以上です。

○議長（中川喜一郎君） 報告は以上でございます。

◎その他

○議長（中川喜一郎君） 次に、日程第4、その他に入ります。

事務局、何かありますか。

○事務局長（小藤田光男君） ございません。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○9番（佐久間政男君） 9番、佐久間です。ちょっと現地確認の件で質問いたします。

元平岡中学校前の農地に残土埋め立ての件で5月7日11時より地区パトロールを行い、現地確認いたしました。その件について、その後の状況等、進展等を伺いたいと思います。よろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 事務局。

○事務局長（小藤田光男君） 場所は、ご存じだと思いますけれども、高谷と野里の境という形のところでございますけれども、この件につきましては県のほうに話を上げてありまして、農業事務所、農地課、あと残土という形で入っておりますので、県のそちらの担当部門も一緒になりまして、農業委

員会事務局と廃棄物対策課で行為者と所有者のほうに指導しておるところですが、なかなか進展していかないというのが現実でございますけれども、一日でも早く解決するよう、関係課並びに県のほうと連携しながら今後も努めていきたいと思っております。

以上です。

○議長（中川喜一郎君） 佐久間さん、よろしいですか。

○9番（佐久間政男君） ありがとうございます。

○議長（中川喜一郎君） はい、どうぞ。

○22番（葛田吉弥君） 22番、葛田ですけれども、去年の11月か12月だと思うのですが、新規農家で〇〇さんという方が農業をやりますということで農業委員会のほうに届け出があったと思うのですが、5月5日の日に我々地区で毎年さなぶりをやっていて、その席上でその田んぼの前耕作者に話をしたところ、そんな人はつくりに来ていないよ、俺がつくっているよという話でした。どういうふうな形でそういうふうになったのかよくわからないのですが、〇〇さんという人は田んぼを実際つくっているのですかね。事務局のほうに伺います。

○議長（中川喜一郎君） 事務局、鈴木君。

○事務局（鈴木良宏君） 申請のあったときにつきましては、必ずみずから耕作するというので誓約書のほうを上げていただいております。それで確認しまして、もし耕作上の確認ができないということであれば、また事務局のほうでも調査をした上で耕作の状況について確認し、耕作をしていないということであれば、耕作するよう指導していきたいと考えております。

以上です。

○22番（葛田吉弥君） では、よろしく申し上げます。

○議長（中川喜一郎君） 私からのことは、特に特別なことではないのですが、私たちが2月から3、4、5と3回、きょう4回目をやっていますが、外への研修とか地域の研修、いろいろ活動があると思いますけれども、年度末の農業委員活動記録簿集計表、これはその都度書いておかないと、後でいつ何があったかなということになると思いますので、ぜひこの活動記録表、多分やられていると思いますけれども、私は1回うっかりしたことがあるので、自分のことと思って今話したわけですが、そういうことでよろしく願いいたします。

◎閉 会

○議長（中川喜一郎君） 特になければ、以上をもちまして農業委員会の総会を閉会いたします。

本日はどうもありがとうございました。

午後4時05分 閉会